

## 高砂市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高砂市（以下「市」という。）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が管理するホームページで<http://www.city.takasago.hyogo.jp>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告（以下「広告」という。） 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は、掲載しない。

- (1) 高砂市広告掲載要綱（平成19年10月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第1項各号に該当すると認められるとき。
- (2) 別表に該当すると認められるとき。

(広告の規格及び広告掲載位置等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 高さ 天地50ピクセル
- (2) 幅 左右150ピクセル
- (3) 容量 5キロバイト以内
- (4) データ形式 JPEG若しくはGIF形式で静止画又はテキスト形式

2 広告掲載の位置は市が指定する位置とし、枠数は10枠とする。ただし、10枠以上の申込みがあるときは、枠数を変更するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とする。

2 広告掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、広告1枠当たり月額15,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(掲載の募集)

第7条 市ホームページの広告掲載については、広報たかさご及び市ホームページにおいて募集を行うものとする。この場合において、掲載の申込みは、先着順に受け付け、その可否を判断するものとする。

2 市は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたとき、募集を行うものとする。

(掲載の申込み)

第8条 市ホームページに広告を掲載しようとする者は、市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 広告案及び広告案を格納する媒体は、あらかじめウイルスチェックを行い、安全であることが確認されたものでなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 前条の規定により、掲載の申込みを受け付けたときは、要綱第6条の規定により市広告審査委員会で審査のうえ、掲載の可否を決定し、市ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により広告主に通知しなければならない。

2 広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、広告主に修正を求めることができる。

(掲載料金の納入)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、市が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告原稿の差し替え及びリンク先の変更)

第11条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にまたがるときは、1箇月単位で当該広告原稿を差し替えることができる。この場合において、広告主は、市とあらかじめ協議するものとし、第8条の規定により広告案を提出するものとする。

2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更予定日の10日前までに市に届けるものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 市が修正の必要があると認めた場合であって、その広告内容の変更に応じないとき。
- (4) リンク先のホームページ又はサーバーがウイルス等に汚染されリンクを継続することが危険と判断されたとき。
- (5) 各号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告を取り下げるときは、広告主は、書面により市に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任と負担において解決するものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 市長は、広告掲載に関し未掲載となる月がある場合は、既納の広告掲載料から掲載があった月分の広告掲載料に相当する金額を控除した額を広告主に返還するものとする。

2 前項の規定は、第12条の規定により広告掲載を取り消した場合については適用しない。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(その他の基準)

第16条 市ホームページの広告に関しては、市ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクする広告主のホームページの内容についてもこの基準を適用する。

附 則

この基準は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年2月1日から施行する。

別表

- 1 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがある広告
- 2 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- 3 青少年保護や健全育成に好ましくない広告
- 4 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる広告
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種の広告
- 6 消費者金融の広告
- 7 債権の取立て、回収等の広告
- 8 ギャンブル等を肯定する広告

- 9 酒又はたばこの広告
- 10 興信所等の広告
- 11 マルチ商法、催眠商法等販売方法に問題がある広告
- 12 投機的商品の広告
- 13 射幸心をあおったり、誇大、不当表示その他表現方法等が適切でない広告
- 14 出資者及び出資金の募集広告
- 15 国家資格等に基づかない者が行う療法等の広告
- 16 無認可商品、粗悪品などの不適切な商品・サービスを提供する広告
- 17 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- 18 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現の広告
- 19 指名停止のほか、行政指導を受けている企業等の広告
- 20 国内世論が大きく分かれている広告
- 21 その他市が掲載を不相当と認める広告